

制定 2021年12月27日

改定 2023年11月21日

一般社団法人医療情報標準化推進協議会 事務局規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（以下、本法人と称す）の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局の構成)

第2条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長を置く。

3 事務局長の任免は、代表理事（会長）が行い、理事会に報告する。

第2章 事務局の職務

(事務局の職務)

第3条 事務局長は、本法人の定款施行規則に基づき以下の各項に掲げる職務を行う。

2 本法人の財産の管理及び運用を行う。

3 本法人の運営に関する文書の作成及び管理を行う。

4 本法人の運営に関わる委員会委員長の了解の下に、委員会の運営の補佐を行う。

5 本法人のホームページを更新する。

(経理処理)

第4条 本法人の資産及び会計処理は、別途定める経理規則に基づいて行う。

第3章 事務局規則の改廃

(改廃)

第5条 本規則は、運営会議の起案により、理事会の議を経て改廃できる。

附則

本規則は2021年（令和3年）12月27日から施行する。

附則

本規則は2023年11月21日から施行する。